

平成 30 年 5 月 21 日

公示第 5 8 4 号

電通健康保険組合の規約の一部を次のとおり変更する。

組合規約 第 4 条の別表 1 中「株式会社電通ダイレクトフォース 東京都港区」を「株式会社電通ダイレクトマーケティング 東京都港区」に改める。

組合規約 第 9 条の別表 2 中「株式会社電通ダイレクトフォース」を「株式会社電通ダイレクトマーケティング」に改める。

附則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

	5 月 21 日から
掲示期間	_____
	5 月 28 日まで